



「犯罪被害者週間」の実施及び同週間における「国民のつどい」の開催について

平成 18 年 10 月 25 日
内閣府 犯罪被害者等施策推進室

昨年 12 月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である 12 月 1 日以前の 1 週間(11 月 25 日から 12 月 1 日まで)が「犯罪被害者週間」と定められました。

これを受け、内閣府において、同週間における効果的な活動の展開を図るため、「『犯罪被害者週間』の実施について」(別添 1)を定めました。

また、同週間において、犯罪被害者等が置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、「国民のつどい」を開催いたします。

1 「犯罪被害者週間」の目的

犯罪被害者週間は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものであり、今年度が初回となります。

2 「国民のつどい」の開催

啓発事業として、内閣府主催の中央大会及び府県との共催による地方大会(3ヶ所)を、下記の通り開催します。

(1) 中央大会 11 月 27 日(月)

(2) 地方大会

秋田大会 11 月 25 日(土)

神奈川大会 11 月 29 日(水)

大阪大会 12 月 1 日(金)

各大会の構成については別添 2 をご参照ください。参加費は無料です。

参加申込みは、「『犯罪被害者週間』国民のつどいホームページ」(<http://www.the-convention.co.jp/hanzaihigaisya/>)をご覧ください。参加申込みに関するお問合せは、下記事務局まで。

「『犯罪被害者週間』国民のつどい事務局」(業務委託先:(株)ザ・コンベンション)

電話:03-3423-4180 (受付時間 10:00~18:00 土日祝日を除く。)

3 取材について

「国民のつどい」に係る取材要領は、別途お知らせする予定です。

「犯罪被害者週間」の実施について

平成 18 年 10 月 17 日
内閣府特命担当大臣決定

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。

犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定)において、「内閣府において、犯罪被害者週間(毎年11月25日から12月1日まで)を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。」こととされた。

このため、今後の犯罪被害者週間の実施については、以下の事項を踏まえて、効果的な活動の展開を図るものとする。

1 目的

犯罪被害者週間は、当該期間における集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とする。

2 実施期間

毎年11月25日から12月1日までの1週間

3 実施体制

内閣府をはじめ、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省等の関係省庁が協力し、実施する。また、都道府県及び市町村(以下「地方公共団体」という。)並びに関係機関・団体に対しても、参加を呼びかける。

4 主な実施事項

(1) 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について

考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、関係省庁等の協力を得て、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催する。

(2) 様々な主体による啓発事業の推進

関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体に対して、犯罪被害者週間に関連した各種啓発事業((1)に掲げるものを除く。)の実施を呼びかける。

(3) 様々な広報媒体を通じた広報の推進

関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体に対して、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、インターネット等様々な広報媒体を活用した広報啓発活動の実施を呼びかける。

5 留意事項

(1) 様々な主体との連携・協力

地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体との連携により、犯罪被害者週間にふさわしい啓発事業等の実施に努める。

また、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体が啓発事業等を効果的に実施できるよう協力する。

(2) 国民各界各層への呼びかけ

犯罪被害者等がその名誉又は平穩を害されることなく、共に地域で生きていけるよう国民が総意で協力する社会を形成していくという視点を持ち、幅広く国民各界各層に対して呼びかけることにより、国民一人ひとりに深く届くよう着実に進める。

(3) 犯罪被害者週間の趣旨の定着化

犯罪被害者週間の実施を契機として、様々な主体による総合的な取組が年間を通じて展開されるような機運の醸成に努めることにより、犯罪被害者等が再び平穩な生活を営むことができるようになるためには、国民全ての理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要であるという意識の定着化を図る。

平成18年度「犯罪被害者週間国民のつどい 中央大会」開催要領

1 目的

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。

「犯罪被害者週間国民のつどい 中央大会」は、関係省庁等の連携・協力の下、犯罪被害者週間（1月25日から12月1日まで）にあわせて実施することにより、犯罪被害者等に対する国民の理解の増進を図り、もって、犯罪被害者等に対して適切な配慮や支援がなされ、犯罪被害者等の尊厳が守られる社会づくりを推進することを目的とする。

2 主催

内閣府

（協力）警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、
犯罪被害者団体・支援団体

3 日時

平成18年11月27日（月） 13:30～17:00

4 場所

三田共用会議所（東京都港区三田2丁目1番8号）

5 内容（予定）

(1) 挨拶

内閣府特命担当大臣はじめ関係閣僚（調整中）

(2) 基調講演

「犯罪被害者週間～犯罪被害者として思うこと」 岡村 勲（全国犯罪被害者の会代表幹事）

「犯罪被害者等基本計画について」 荒木 二郎（内閣府犯罪被害者等施策推進室長）

(3) パネルディスカッション

テーマ： これからの犯罪被害者等施策について

コーディネーター：久保 潔（元読売新聞東京本社論説副委員長）

パネリスト：荒木 二郎（内閣府犯罪被害者等施策推進室長）

岡村 勲（全国犯罪被害者の会代表幹事）

中島 聡美（国立精神・神経センター精神保健研究所成人精神保健部
犯罪被害者等支援研究室長）

番 敦子（弁護士）

山上 皓（東京医科歯科大学難治疾患研究所教授）

和田 義広（杉並区区民生活部管理課長）

（敬称略）

(4) 閉会

この他、パネル展示・広報資料の配布

平成18年度「犯罪被害者週間国民のつどい 秋田大会」開催要領

1 目的

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。

本大会は、犯罪被害者等に対する、秋田県民、さらには国民一般の理解の増進を図り、もって犯罪被害者等の被害の回復及び社会復帰を図ることを目的とする。

2 主催

内閣府、秋田県、社団法人秋田被害者支援センター

・ 後援（順不同）

秋田県市長会、秋田県町村会、NHK 秋田放送局、ABS 秋田放送、AKT 秋田テレビ、AAB 秋田朝日放送、エフエム秋田、秋田魁新報社、朝日新聞秋田総局、河北新報社秋田総局、産経新聞秋田支局、日本経済新聞秋田支局、毎日新聞秋田支局、読売新聞秋田支局、北羽新報社秋田支局

3 日時

平成18年11月25日（土）13：00～16：45

4 場所

秋田県庁第二庁舎 8階大会議室
（〒010-0951 秋田市山王 3-1-1）

5 内容（予定）

(1) 被害者支援のためのミニコンサート（13：00～13：20）
秋田県警察音楽隊

(2) 第1部

あいさつ（13：30～13：55）

内閣府犯罪被害者等施策推進室長	荒木	二郎
秋田県知事	寺田	典城
秋田県警察本部長	杵淵	智行
（社）秋田被害者支援センター理事長	佐藤	怜

表彰（13：55～14：05）

被害者支援メッセージの最優秀賞等の表彰を実施する。

来賓紹介（14：05～14：10）

基調講演（14：15～15：00）

内閣府犯罪被害者等施策推進室長	荒木	二郎
-----------------	----	----

(3) 第2部

パネルディスカッション（15：15～16：45）

テーマ：犯罪被害者の声に応えるために！

コーディネーター：秋田大学医学部保健学科助教授	米山	奈奈子
医療法人緑陽会笠松病院院長	稲村	茂

パネリスト：交通死亡事故被害者の会代表	三浦	芳子
秋田看護福祉大学教授	山内	久子
秋田被害者支援センター理事	沢口	秩子
秋田県警察本部犯罪被害者対策室カウンセラー	泉	千穂子（敬称略）

この他、パネル展示・広報資料の配付

平成18年度「犯罪被害者週間国民のつどい 神奈川大会」開催要領

1 目的

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。

本大会は、犯罪被害者等の置かれた状況について、神奈川県民、さらには、全国民が正しく理解し、関係施策の推進に当たっての理解と協力を得られるよう、「犯罪被害者週間」にあわせて、全国的な啓発事業の一環として、開催するものである。

2 主催

内閣府、神奈川県、神奈川県警察

(後援) 神奈川県市長会、神奈川県町村会

(協力) 特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター

3 日時

平成18年11月29日(水) 13:30~16:50

4 場所

はまぎんホール ヴィアマーレ

(〒220-8611 横浜市西区みなとみらい3-1-1 Tel 045-225-2173)

5 内容(予定)

(1) 開会(13:30)

(2) 主催者挨拶(13:35~13:50)

内閣府副大臣 平沢 勝栄 (調整中)

神奈川県知事 松沢 成文

神奈川県警察本部長 井上 美昭

(3) 基調講演 ~犯罪被害者等支援の現状と課題~(13:50~14:35)

大澤 孝征 (弁護士)

(4) 基調報告 ~犯罪被害者の声~(14:35~15:05)

鈴木 共子 (生命のメッセージ展代表)

(5) パネルディスカッション(15:20~16:50)

コーディネーター:大澤 孝征

パネリスト:鈴木 共子

村尾 泰弘 (特定非営利活動法人神奈川被害者支援
センター副理事長、立正大学社会福祉学部教授)

高津 守 (内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官)

石澤 邦昭 (神奈川県警察本部警務部警務課被害者対策室長)

(6) 閉会(16:50)

(敬称略)

この他、会場でパネル展等を実施

平成18年度「犯罪被害者週間国民のつどい 大阪大会」開催要領

1 目的

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。

本大会は、被害者等の置かれている現状やニーズについて、大阪府民、さらには国民が正しく理解し、犯罪被害者に関する問題を自分自身の問題として、ともに考え、支えていくことができる社会の実現をめざして、「犯罪被害者週間」にあわせて、全国的な啓発事業の一環として開催する。

2 主催

内閣府、大阪府

(協力) 犯罪被害者団体・支援団体 (後援) 大阪府被害者支援会議

3 日時

平成18年12月1日(金) 13:00～16:00

4 場所

大阪歴史博物館4階講堂
(〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-32)

5 内容(予定)

(1) 主催者あいさつ(13:00～13:20)

内閣府特命担当大臣 高市 早苗 (調整中)

大阪府知事 太田 房江 (調整中)

(2) プログラム

第1部 人形劇「悲しみの果てに～絶望」(13:25～14:00)

糸繰り人形劇団クライシス(全国犯罪被害者の会(あすの会)関西集会有志)

第2部 講演「犯罪被害者を取り巻く問題について」(14:15～14:35)

学校法人同志社総長 大谷 實

第3部 パネルディスカッション(14:40～16:00)

テーマ: 考えてみませんか。被害にあうということ

コーディネータ: 松井 聡(大阪府生活文化部安全なまちづくり推進課参事)

パネリスト: 林 良平(全国犯罪被害者の会)

米村 幸純(TAV交通死被害者の会)

高松由美子(自助グループ「六甲友の会」)

堀河 昌子(NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター)

中村 英光(大阪府警察本部府民応接センター被害者対策官)

(敬称略)

【展示コーナー】

・内閣府と近畿府県で活動する犯罪被害者等支援団体・被害者団体・自助グループ等の取組を紹介するパネル展示、パンフレット配布等を実施